

市街化調整区域における地区計画ガイドライン（素案）について

建設部

1 ガイドライン（素案）の背景と趣旨

市街化調整区域は、都市の健全な発展と機能的な都市活動を図る観点から「市街化を抑制すべき区域」として位置づけられており、開発を行う場合は許可の基準への適合が求められる。

「地区計画」とは、地域が主体となって良好な環境の形成や保持のために公共施設（道路、公園など）の整備や建築物の形態や用途を定める地区独自のまちづくりのルールであり、地区計画の都市計画決定は開発の許可基準の一つとして位置づけられている。

市街化調整区域の課題に適切に対応するため、地区計画の活用が求められていることから、市独自のガイドラインの策定を進めている。

2 ガイドライン（素案）の内容

別紙のとおり

3 ガイドラインの施行予定

令和8年3月

4 まちづくり意見公募手続

(1) 意見提出期間（予定）

令和7年9月16日（火）から令和7年10月16日（木）まで

(2) 周知方法

広報きみつ9月号、市のホームページ、メール・SNS配信

(3) 資料の入手方法

ア 閲覧：建設計画課、市民センター、公民館、コミュニティセンター、中央図書館、市のホームページ

イ 配布：市のホームページからのダウンロード

(4) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール、電子回答フォーム

(5) 提出・問合せ先

建設計画課 Tel 0439-56-1261 Fax 0439-56-1626

E-mail kensetu@city.kimitsu.lg.jp

5 今後のスケジュール

令和7年 9月16日～10月16日 まちづくり意見公募手続

11月～ 議会報告

結果及び最終案の公表

令和8年 1月 都市計画審議会

3月 策定